

災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】 工事審査手続のご案内

〈目 次〉

- 1 災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】の概要・・・1
- 2 災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】の工事審査・・・3
- 3 物件売買時における事前確認の提出書類・・・・・・・・・・7
- 4 リフォーム工事計画確認の提出書類・・・・・・・・・・8
- 5 リフォーム工事後の現場審査の提出書類・・・・・・・・・・9
- 6 書式・・・・・・・・・・10

※ 申請書式につきましては、機構サイト (<https://www.jhf.go.jp/>) からダウンロードしてご利用ください。

この「工事審査手続のご案内」は、令和元年9月30日以前に災害復興住宅融資の借入申込みをされた方を対象としています。

令和元年10月1日以後に借入申込みをされた方は、地方公共団体等による工事審査は不要です。工事審査の手続に代えて、「災害復興住宅融資等に関する確認書」を取扱金融機関に提出していただきます。

詳しくは、「災害復興住宅融資のご案内【中古リフォーム一体型】版<2019年10月作成>」または住宅金融支援機構お客様コールセンター

(災害専用ダイヤル：0120-086-353)でご確認ください。

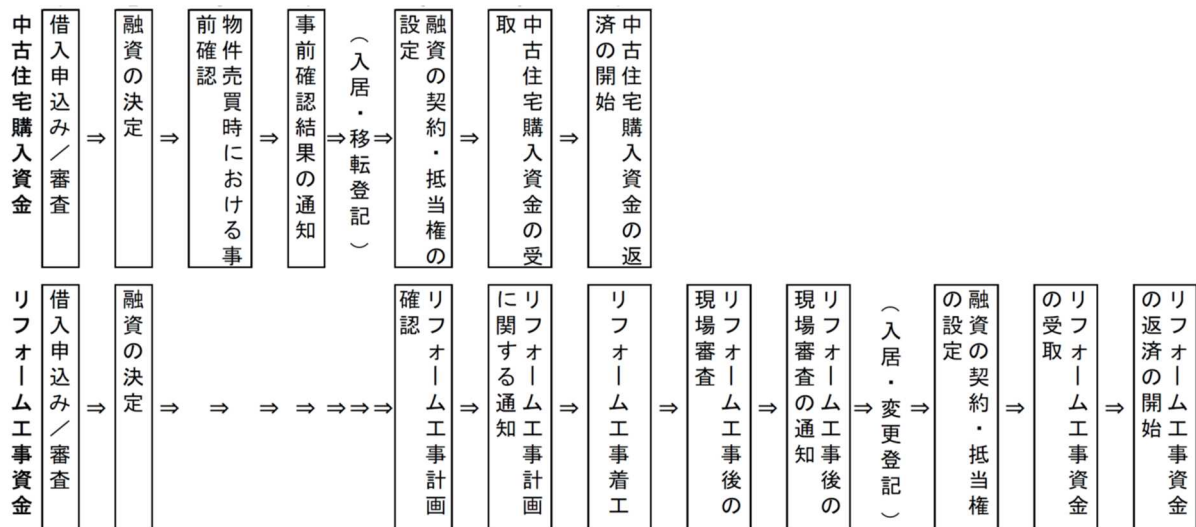
1 災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】の概要

(1) 災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】の概要

災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】は、中古住宅の取得と併せて実施するリフォームの資金を当該中古住宅の取得資金とともに災害復興住宅融資の対象とする融資です。

(2) 手続の流れ

一般的な手続の流れは以下のとおりです。



(3) 工事審査の実施者

本融資における工事審査は、機構が業務を委託している民間の工事審査機関及び地方公共団体（以下「受託地方公共団体等」といいます。）が行います。

詳しくは住宅金融支援機構ホームページ『災害復興住宅融資等の工事審査窓口』をご覧ください。

⇒ https://www.jhf.go.jp/loan/ki_jyun/saigai_shinsei.html

(4) 融資の対象となる住宅

災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】の融資対象となるリフォーム工事後の住宅は、次表のとおりです。

基準項目等		一戸建て等		マンション		
「一戸建て等」と「マンション」の区分		一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅		地上階数3以上の共同建ての住宅		
居住要件(※1)		次のいずれかに該当する住宅 ① 建築後2年を超えたもの(人が住んでいたことを問いません。) ② 建築後2年以内の住宅で、今までに人が住んだことがあるもの				
工事審査の判定		現場審査に関する通知書が交付された住宅				
住宅のタイプ		リ・ユース住宅	リ・ユースプラス住宅	リ・ユースマンション	リ・ユースプラスマンション	
技術基準の概要	住宅の耐久性	耐火構造、準耐火構造(※2)又は耐久性基準(※3)に適合		耐火構造、準耐火構造に適合		
	劣化状況	土台、床組等に腐朽や蟻害がないこと 等		次のいずれかに該当すること。 ①外壁、柱等に鉄筋の露出がないこと 等 ②管理規約が定められていること及び長期修繕計画の計画期間が20年以上であること。	外壁、柱等に鉄筋の露出がないこと 等 管理規約が定められていること及び長期修繕計画の計画期間が20年以上であること。	
	維持管理					
	住宅の規模(※4)	住宅部分の床面積 50㎡以上175㎡以下 * 被災親族同居の適用を受けて融資限度額の引き上げを利用する場合は、住宅部分の床面積は145㎡以上175㎡以下となります。 * 被災前の住宅部分の床面積が175㎡を超えている場合は、被災前の住宅部分の床面積が上限です。また、申込本人とは別の住宅に居住していた申込本人の親族も被災し、かつ、その親族が融資住宅に申込本人と同居する場合には、被災した親族の住宅部分の床面積を合算した面積を上限とすることができます。		住宅部分の床面積 30㎡以上175㎡以下 * 被災親族同居の適用を受けて融資限度額の引き上げを利用する場合は、住宅部分の床面積は110㎡以上175㎡以下となります。 * 被災前の住宅部分の床面積が175㎡を超えている場合は、被災前の住宅部分の床面積が上限です。また、申込本人とは別の住宅に居住していた申込本人の親族も被災し、かつ、その親族が融資住宅に申込本人と同居する場合には、被災した親族の住宅部分の床面積を合算した面積を上限とすることができます。		
	住宅の規格	原則として、居住室、キッチン及びトイレを備えていること。				
	併用住宅の床面積	原則として、併用住宅の住宅部分の床面積は全体の2分の1以上				
	戸建型式等	木造の家屋(※5)は、一戸建て又は連続建てに限ります。				
	住宅の耐震性	建築確認日が昭和56年6月1日以後(※6)であること(建築確認日が昭和56年5月31日以前(※7)の場合は、耐震評価基準等に適合すること。)				

※1 居住要件における建築後年数とは、検査済証交付日又は新築年月日(表示登記における新築時期)からお客さまの借入申込日までの年数をいいます。

※2 準耐火構造には、省令準耐火構造を含みます。

※3 耐久性基準とは、基礎の高さ、床下換気孔等に関する基準です。

※4 住宅の規模は、住宅部分の床面積をいい、車庫、共用部分(共同住宅の場合)を除きます。

※5 木造の家屋とは、耐火構造の家屋及び準耐火構造の家屋以外の家屋をいいます。

※6 建築確認日が確認できない場合は、「新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年4月1日以後」とします。

※7 建築確認日が確認できない場合は、「新築年月日(表示登記における新築時期)が昭和58年3月31日以前」とします。

2 災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】の工事審査

(1) 工事審査の概要

物件売買時（事前確認）、リフォーム工事着工前（リフォーム工事計画確認）及びリフォーム工事後（現場審査）に工事審査を実施します。ただし、一定の要件を満たす住宅の場合は、工事審査の一部を省略できる場合があります。

1回目：物件売買時（事前確認）

[確認内容]

ご申請の住宅の物件売買時における災害復興住宅融資の技術基準への適合性を設計図書、現地調査等により確認します。

2回目：リフォーム工事着工前（リフォーム工事計画確認）

[確認内容]

リフォーム工事に関する計画図書等により、災害復興住宅融資の技術基準に適合する工事計画となっていることを確認します。

当該審査は、次のいずれかの場合に実施します。

- ア 物件売買時における事前確認を実施した際、「不適」とされた項目がある場合
- イ 増築を伴うリフォーム工事を行う場合（一戸建て等に限りませう。）

3回目：リフォーム工事後（現場審査）

[確認内容]

現地調査等により、災害復興住宅融資の技術基準に適合していること及びリフォーム工事が適正に実施されていることを確認します。

※ 物件売買時の審査で、災害復興住宅融資の基準に適合しない場合であっても、リフォーム工事の実施により、工事後の住宅が災害復興住宅融資の基準に適合するときは災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】を利用することができます。

(参考) リフォーム工事の種類

1 増築工事

- 住宅部分を有する既存建築物の敷地内において、既存の住宅部分が存しない箇所に住宅部分の床面積を増加する工事

2 改築工事

- 既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事

3 修繕等工事

- 増築工事及び改築工事以外のリフォーム工事

(2) 工事審査の省略

この融資では、新築時期、新築時のフラット35物件検査の有無、中古マンションらくらくフラット35登録の有無等により、工事審査の一部を省略することができます。

ア 一戸建て等

新築時期、新築時のフラット35に係る物件検査の有無により、次のとおり、工事審査を省略することができます。

一戸建て等に係る住宅の工事審査実施・省略の整理

住宅の要件		物件売買時		リフォーム 工事着工前	リフォーム工事後
		事前確認		リフォーム 工事計画確認	現場審査
		リ・ユース住宅	リ・ユース プラス住宅		
① 新築時にフラット35の物件検査等 ※1を実施している住宅		省略可 [(ア)の区分 a~c に該当する場合]		事前確認時に 不適項目がない 場合で、増 築がないとき は省略可 [(イ)に該当 する場合]	実施
② フラット35の中古住宅適合証明書 を取得している住宅		省略可 [(ア)の区分 d に該当する場合]			
③ ①及び② 以外の住 宅	建築確認日が S56.6.1 以後※2	省略可 [(ア)の区分 e に 該当する場合]	実施※4		
	建築確認日が S56.5.31 以前※3	実施※4			

※1 「フラット35の物件検査等」とは、(ア)の区分 a から c までに該当する検査をいいます。

※2 建築確認日が不明な場合は、表示登記における新築時期が昭和58年4月1日以後

※3 建築確認日が不明な場合は、表示登記における新築時期が昭和58年3月31日以前

※4 既存住宅の住宅性能評価書等の書類により技術基準への適合が確認できる項目は審査の一部を省略できます。

(ア) 物件売買時における事前確認の審査の省略

次表の区分 a から e までのいずれかの条件に該当する住宅は、それぞれ物件売買時における事前確認の審査を省略することができます。事前確認の審査を省略する場合は、次表の区分に応じた書類を受託金融機関へ提出する必要があります。

区分	住宅の条件	金融機関への提出書類
a	新築年月日（表示登記における新築時期）が平成15年4月1日以後又は建築確認日が平成14年4月1日以後の住宅で、かつ、新築時に旧公庫又は沖縄振興開発金融公庫の工事審査を受けたもの	次の(a)及び(b)の書類 (a)旧公庫融資のための現場検査に関する通知書、旧公庫融資に係る旧公庫の抵当権設定が確認できる登記事項証明書等 (b)購入予定住宅（一戸建て等）に関する確認書
b	新築時にフラット35の物件検査を受けた住宅	次の(a)及び(b)の書類 (a)新築時のフラット35適合証明書、フラット35融資に係る機構の抵当権設定が確認できる登記事項証明書等 (b)購入予定住宅（一戸建て等）に関する確認書
c	新築時に建設住宅性能評価書を取得しており、当該評価書における「3 劣化対策等級（構造躯体等）」の評価結果が等級2以上の住宅	次の(a)及び(b)の書類 (a)新築時の建設住宅性能評価書（劣化対策等級（構造躯体等）の評価結果が等級2以上のもの） (b)購入予定住宅（一戸建て等）に関する確認書
d	中古住宅適合証明書を取得している住宅（中古住宅適合証明書が有効期間内（現地調査日から1年）である場合に限り。）	次の(a)及び(b)の書類 (a)中古住宅適合証明書（有効期間内（現地調査日から1年）のものに限り。） (b)適合証明技術者登録証明書（適合証明技術者が交付した適合証明書の提出を受ける場合に限り。）
e	建築確認日が昭和56年6月1日以後（建築確認日が不明な場合は、新築年月日（表示登記における新築時期）が昭和58年4月1日以後）の住宅	購入予定住宅（一戸建て等）に関する確認書

(イ) リフォーム工事着工前におけるリフォーム工事計画確認の審査の省略

次の a 又は b に該当する場合は、それぞれリフォーム工事着工前における工事計画の確認の審査を省略することができます。

a 次の(a)及び(b)に該当する場合

(a) 次の①又は②に該当する場合

- ① 受託地方公共団体等による物件売買時における事前確認の審査を実施し、技術基準に適合することが確認できる場合
- ② 申込人による購入予定住宅に関する確認を実施し、技術基準に適合することが確認できる場合

(b) 増築を伴うリフォーム工事を行わない場合

b 中古住宅適合証明書を用いて物件売買時における事前確認の審査を省略する場合

イ マンション

新築時期、中古マンションらくらくフラット35登録の有無等により、次のとおり、工事審査を省略することができます。

マンションの工事審査実施・省略の整理

区分	物件売買時		リフォーム工事着工前	リフォーム工事後
	事前確認		リフォーム工事計画確認	現場審査
	リ・ユースマンション	リ・ユースプラスマンション		
①中古マンションらくらくフラット35	省略可 [(ア)の区分 a に該当する場合]		省略可 [(イ)に該当する場合]	実施
② ①以外のマンションで、中古住宅適合証明書を取得しているもの	省略可 [(ア)の区分 b に該当する場合]			
③ ①及び②以外のマンション	建築確認日が S56.6.1 以後 ^{※1}	省略可 [(ア)の区分 c に該当する場合]		
	建築確認日が S56.5.31 以前 ^{※2}	実施 ^{※3}		

※1 建築確認日が不明な場合は、表示登記における新築時期が昭和 58 年 4 月 1 日以後
 ※2 建築確認日が不明な場合は、表示登記における新築時期が昭和 58 年 3 月 31 日以前
 ※3 既存住宅の住宅性能評価書等の書類により技術基準への適合が確認できる項目は審査の一部を省略できます。

(ア) 物件売買時における事前確認の審査の省略

次表の区分 a から c までのいずれかの条件に該当する住宅は、物件売買時における事前確認の審査を省略することができます。事前確認の審査を省略する場合は、次表の区分に応じた書類を金融機関へ提出する必要があります。

区分	住宅の条件	金融機関への提出書類
a	中古マンションらくらくフラット35に登録されている住宅	中古マンションらくらくフラット35に係る「適合証明省略に関する申出書」
b	中古住宅適合証明書を取得している住宅（中古住宅適合証明書が有効期間内 [※] である場合に限り。）	次の(a)及び(b)の書類 (a)中古住宅適合証明書（有効期間内（竣工日に応じて現地調査日から3年間又は5年間）のものに限り。） (b)適合証明技術者登録証明書（適合証明技術者が交付した適合証明書の提出を受ける場合に限り。）
c	建築確認日が昭和 56 年 6 月 1 日以後（建築確認日が不明な場合は、新築年月日（表示登記における新築時期）が昭和 58 年 4 月 1 日以後）の住宅	購入予定マンションに関する確認書

※ 当該中古住宅適合証明書における適合証明申請の受理日が当該マンションの竣工日から5年以内の場合の有効期間は5年、それ以外の場合の有効期間は3年となります。

(イ) リフォーム工事着工前におけるリフォーム工事計画確認の審査の省略

次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合は、リフォーム工事着工前におけるリフォーム工事計画確認の審査を省略することができます。

- (a) 受託地方公共団体等による物件売買時における事前確認の審査を実施し、技術基準に適合することが確認できる場合
- (b) 申込人による購入予定マンションに関する確認を実施し、技術基準に適合することが確認できる場合
- (c) (ア)の区分 a 又は b の条件に該当する場合

3 物件売買時における事前確認の提出書類

(1) 物件売買時における事前確認の申請時期

融資承認通知後からリフォーム工事実施前まで

【留意事項】

○物件売買時における事前確認の審査の省略について

一定の要件を満たす住宅は、物件売買時における事前確認の審査を省略できます。

(2) 提出書類

申請内容に応じて、次の書類を受託地方公共団体等に提出してください。

	提出書類	備考
全ての方が提出する書類	① 事前確認（物件売買時）に関する申請書（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）〔災工改一体第1号書式〕	—
	② 融資承認（変更）通知書（災害復興住宅）（A購入用）	原本提示の上、写しを提出してください。
	③ 事前確認（物件売買時）に関する申請書類チェックリスト（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）〔参考書式〕	—
	④ 建物の登記事項証明書の写し	建物の登記簿謄（抄）本の写しで可
	⑤ 敷地面積が確認できる書類	例) 【共通】 土地の登記事項証明書の写し、確認済証（建築確認通知書）の添付書類、竣工図の写し（配置図及び平面図）など 【一戸建て以外の場合】 建物の登記事項証明書の写し、パンフレットなど
	⑥ 建築確認日が確認できる書類	例) 確認済証（建築確認通知書）の写し、検査済証の写し、建物の登記事項証明書の写し 次の物件については、次の書類に代えることができます。 ・中古マンションらくらくフラット35に登録された物件：適合証明省略に関する申出書
	建築確認日が昭和56年5月31日以前又は新築時期（「表示登記の原因及びその日付」に記載された日）が昭和58年3月31日以前の場合は、耐震評価のため設計図書等が必要です。	
過去に増築工事又は改築工事がある場合	過去のリフォーム工事後の床面積が確認できる書類	求積図 等
一戸建て等の場合	土地の登記事項証明書の写し	全ての地名地番について提出 土地の登記簿謄（抄）本の写しでも可
住宅の構造が「木造（耐久性有）」に該当する場合	設計図書	耐久性基準が確認できる書類（平面図、矩計図等） ※ 耐久性基準が確認できる書類がない場合でも取扱いできる場合があります。
住宅の構造を住宅メーカーに確認した場合	中古住宅構造確認書	構造の検査に必要な図面等がない場合で、住宅メーカーに確認する方法です。
併用住宅の場合	設計図書	住宅部分及び非住宅部分の位置及び面積が確認できる書類（平面図等）に住宅部分及び非住宅部分の範囲を明示したもの
マンションの場合	維持管理基準チェックシート〔災工付表3〕	リ・ユースプラスマンションの場合又はリ・ユースマンションで「劣化状況」によらず、「維持管理」基準を確認する場合に限ります。
その他審査に必要となる書類	—	—

4 リフォーム工事計画確認の提出書類

(1) リフォーム工事計画確認の申請時期

物件売買時における事前確認の実施後からリフォーム工事の着工前まで

[留意事項]

○リフォーム工事着工前における工事計画確認の審査の省略について

次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、リフォーム工事着工前における工事計画確認の審査を省略することができます。

(ア) 次の(a)及び(b)に該当する場合

(a) 受託地方公共団体等による物件売買時における事前確認の審査又は申込人による購入予定住宅・購入予定マンションに関する確認を実施し、技術基準に適合することが確認できる場合

(b) 増築を伴うリフォーム工事を行わない場合（一戸建ての場合に限ります。）

(イ) 中古住宅適合証明書又は中古マンションらくらくフラット35に係る適合証明省略に関する申出書を用いて物件売買時における事前確認の審査を省略する場合

(2) 提出書類

申請内容に応じて、次の書類を受託地方公共団体等に提出してください。

	提出書類	備考
全ての方が提出する書類	① リフォーム工事計画確認申請書（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）（第一面～第五面）[災工改一体第16号書式]	—
	② 建物の登記事項証明書の写し*	建物の登記簿謄（抄）本の写しで可
	③ 敷地面積が確認できる書類*	例) 【共通】 土地の登記事項証明書の写し、確認済証(建築確認通知書)の添付書類、竣工図の写し(配置図及び平面図)など 【一戸建て以外の場合】 建物の登記事項証明書の写し、パンフレットなど
	④ 建築確認日が確認できる書類*	例) 確認済証(建築確認通知書)の写し、検査済証の写し、建物の登記事項証明書の写し 次の物件については、次の書類に代えることができます。 ・中古マンションらくらくフラット35に登録された物件：適合証明省略に関する申出書
	建築確認日が昭和56年5月31日以前又は新築時期（「表示登記の原因及びその日付」に記載された日）が昭和58年3月31日以前の場合は、耐震評価のため設計図書等が必要です。	
	⑤ リフォーム工事の実施内容が確認できる書類	設計図書等 (リフォーム工事の実施内容が確認できる書類であれば、設計図書以外のもので可)
過去に増築工事又は改築工事がある場合	過去のリフォーム工事後の床面積が確認できる書類*	求積図 等
一戸建て等の場合	土地の登記事項証明書の写し*	全ての地名地番について提出 土地の登記簿謄（抄）本の写しでも可
住宅の構造が「木造（耐久性有）」に該当する場合	設計図書*	耐久性基準が確認できる書類(平面図、矩計図等) ※ 耐久性基準が確認できる書類がない場合でも取扱いできる場合があります。
併用住宅の場合	設計図書*	住宅部分及び非住宅部分の位置及び面積が確認できる書類(平面図等に住宅部分及び非住宅部分の範囲を明示したもの)
マンションの場合	維持管理基準チェックシート* [災工改付表3]	リ・ユースプラスマンションの場合又はリ・ユースマンションで「劣化状況」によらず、「維持管理」基準を確認する場合があります。
その他審査に必要となる書類	—	—

※ 物件売買時における事前確認の際に提出したのから変更がなければ不要です。

5 リフォーム工事後の現場審査の提出書類

(1) リフォーム工事後の現場審査の申請時期

リフォーム工事実施後

(2) 提出書類

申請内容に応じて、次の書類を受託地方公共団体等に提出してください。

	提出書類	備考
すべての方が提出する書類	現場審査申請書（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）（第一面～第四面）[災工改一体第8号書式]	—
	融資承認（変更）通知書（災害復興住宅）（Bリフォーム用）	原本提示の上、写しを提出してください。
	技術基準確認チェックシート（リフォーム工事完了後）[災工改一体第11号書式]	—
一戸建て等の場合	技術基準確認チェックシート（リフォーム工事完了後）[災工改一体第11号書式]	—
建築確認が必要な工事の場合	検査済証の写し	検査済証が未交付の場合は、現場審査合格通知前までに交付されること。
リフォーム工事計画確認を省略した方が追加で提出する書類	現場審査申請書（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）（第五面～第七面）[災工改一体第8号書式]	—
	建物の登記事項証明書の写し*	建物の登記簿謄（抄）本の写しで可
	敷地面積が確認できる書類*	例) 【共通】 土地の登記事項証明書の写し、確認済証（建築確認通知書）の添付書類、竣工図の写し（配置図及び平面図）など 【一戸建て以外の場合】 建物の登記事項証明書の写し、パンフレットなど
	建築確認日が確認できる書類*	例) 確認済証（建築確認通知書）の写し、検査済証の写し、建物の登記事項証明書の写し 次の物件については、次の書類に代えることができます。 ・中古マンションらくらくフラット35に登録された物件：適合証明省略に関する申出書
過去に増築工事又は改築工事がある場合	過去のリフォーム工事後の床面積が確認できる書類*	求積図 等
一戸建て等の場合	土地の登記事項証明書の写し*	全ての地名地番について提出 土地の登記簿謄（抄）本の写しでも可
	住宅の構造が「木造（耐久性有）」に該当する場合	設計図書* 耐久性基準が確認できる書類（平面図、矩計図等） ※ 耐久性基準が確認できる書類がない場合でも取扱いできる場合があります。
	併用住宅の場合	設計図書* 住宅部分及び非住宅部分の位置及び面積が確認できる書類（平面図等に住宅部分及び非住宅部分の範囲を明示したもの）
	住宅の構造を住宅メーカーに確認した場合	中古住宅構造確認書* 構造の審査に必要な図面等がない場合で、住宅メーカーに確認する方法です。
マンションの場合	維持管理基準チェックシート*	リ・ユースプラスマンションの場合又はリ・ユースマンションで「劣化状況」によらず、「維持管理」基準を確認する場合があります。
その他審査に必要となる書類	—	—

※ 物件売買時における事前確認を実施している場合で、その際に提出したものから変更がないときは提出不要です。

6 書式

最新の書式は災害復興融資・工事審査関係書式

(https://www.jhf.go.jp/loan/kiyun/saigai_doc.html) でご確認ください。

	書式名	掲載ページ
1	事前確認（物件売買時）に関する申請書（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）	[災工改一体第1号書式] P. 11 ～ P. 12
2	事前確認（物件売買時）に関する申請書類チェックリスト（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）	[参考書式] P. 13
3	維持管理基準チェックシート	[災工付表3] P. 14
4	リフォーム工事計画確認申請書（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）	[災工改一体第16号書式] P. 15 ～ P. 19
5	現場審査申請書（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）	[災工改一体第8号書式] P. 20 ～ P. 26
6	技術基準確認チェックシート（リフォーム工事完了後）	[災工改一体第11号書式] P. 27

申請日 平成 年 月 日

事前確認（物件売買時）に関する申請書

災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】

（第一面）

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面に記載の申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり事前確認を申請します。なお、当申請書、添付図書等に記載の事項は、事実と相違ありません。
- 2 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します（代理者欄に記載された場合に限りです。）。

受託地方公共団体等 殿

1. 災害の名称	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 災害名 <input style="width: 100%;" type="text"/>	2. 融資種別等	<input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> 2. リ・ユースプラス住宅 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> 1. リ・ユースマンション <input type="checkbox"/> 3. リ・ユースプラスマンション
3. 申請者	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 電話 (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>)	代 理 者	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 電話 (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>) Fax (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>)
	氏 名 (フリガナ) <input style="width: 100%;" type="text"/>		所在地 名称 <input style="width: 100%;" type="text"/>
	印		印
4. 建物の所在地 (地名地番/住居表示)	(地名地番) <input style="width: 100%;" type="text"/> (住居表示) <input style="width: 100%;" type="text"/>		
5. 建物又は団地の名称	(<input type="text"/>) 号室	12. 戸建型式	<input type="checkbox"/> 1. 一戸建て <input type="checkbox"/> 2. 連続建て <input type="checkbox"/> 3. 重ね建て <input type="checkbox"/> 4. 共同建て
6. 取扱金融機関名		13. 用途	<input type="checkbox"/> 1. 専用住宅 <input type="checkbox"/> 2. 併用住宅
7. 融資申込受付年月日	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	14. 建物の面積	a. 住宅部分の床面積 (住宅の専有面積) <input style="width: 50%;" type="text"/> m ²
8. 敷地面積	<input style="width: 50%;" type="text"/> m ²		b. 車庫等 <input style="width: 50%;" type="text"/> m ²
9. 構造	<input type="checkbox"/> 1. 木造（一般） <input type="checkbox"/> 2. 木造（耐久性） <input type="checkbox"/> 3. 準耐火 <input type="checkbox"/> 5. 耐火		c. 非住宅部分の床面積 <input style="width: 50%;" type="text"/> m ²
10. 建物の階数	地上 <input type="text"/> 階 / 地下 <input type="text"/> 階		合 計 <input style="width: 50%;" type="text"/> m ²
11. 融資承認年月日 (番号)	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (第 <input type="text"/> 号)	15. リフォーム工事における増築の有無	<input type="checkbox"/> 1. 有 <input type="checkbox"/> 2. 無 <input type="checkbox"/> 3. 不明

※受託地方公共団体等記載欄

判定欄	通知書発行年月日及び番号 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="checkbox"/> 1. 木造（一般） <input type="checkbox"/> 2. 木造（耐久性） <input type="checkbox"/> 3. 準耐火 <input type="checkbox"/> 5. 耐火 第 <input type="text"/> 号	審査員氏名	融資承認通知書照合欄	整理簿記入照合済欄	受託地方公共団体等受付欄
	備考欄				

平成28年2月8日

記載要領等

1. 太線の枠内については、申請者（又は代理人）が必ず記入してください。
2. 口欄は、該当部分にチェックを記入してください。
3. 「5. 建物又は団地の名称」欄の団地の名称及び住宅番号は、融資種別等がマンションの場合のみ記入してください。
4. この申請書は、1通提出してください。同時に次の書類を提出してください。

提出書類		通数	注意事項
原則として 全ての方が 提出する書類	1 事前確認（物件売買時）に関する申請書	1部	本書式
	2 融資承認（変更）通知書（災害復興住宅）	1部	原本を提示の上で写し（1通）を提出してください。
	3 事前確認（物件売買時）に関する申請書類チェックリスト	1部	—
	4 建物の登記事項証明書の写し	1部	建物の登記簿謄（抄）本の写しでも可
	5 敷地面積が確認できる書類	1部	例） 【共通】 土地の登記事項証明書の写し、確認済証（建築確認通知書）の添付書類、竣工図の写し（配置図及び平面図）など 【一戸建て以外の場合】 建物の登記事項証明書の写し、パンフレットなど
	6 建築確認日が確認できる書類	1部	例）確認済証（建築確認通知書）の写し 検査済証の写し 建物の登記事項証明書の写し
建築確認日が昭和56年5月31日以前（建物の登記事項証明書の場合は、「表題部（主たる建物の表示（一戸建て）又は専有部分の建物の表示（一戸建て以外）」の「原因及びその日付」欄に記載されている新築時期が昭和58年3月31日以前）で、耐震評価基準等による判定を行う場合には、別途図面等の提出が必要となります。			
一戸建て等 の場合	土地の登記事項証明書の写し	1部	全ての地名地番について提出してください。 土地の登記簿謄（抄）本の写しでも可
	設計図書	1部	・構造が「木造（耐久性）」の場合 耐久性基準が確認できる書類（平面図、矩計図等） ※耐久性が確認できる書類がない場合は、受託地方公共団体等担当者に確認してください。 ・併用住宅の場合 住宅部分及び非住宅部分の位置及び面積が確認できる書類（平面図等に住宅部分及び非住宅部分の範囲を明示したもの）
	中古住宅構造確認書	1部	住宅の構造を住宅メーカーに確認した場合
マンション の場合	維持管理基準チェックシート	1部	リ・ユースプラスマンションの場合又はリ・ユースマンションで「劣化状況」によらず「維持管理」基準を確認する場合

＜申請者確認事項＞

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）の災害復興住宅等融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について災害復興住宅等融資のご案内等により確認しています。
 - (1) 機構の災害復興住宅等融資に適用される技術基準に適合していること。
 - (2) 住宅の床面積、人の居住等についての要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての審査は、機構の定める審査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保证するものではないことを承知しています。
- 3 申請住宅についての審査は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。
- 4 申請者と住宅の居住者が異なるときは、現地調査日までに居住者の了承を得ます。
- 5 当該住宅の審査に伴いキズ等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。

＜個人情報の取扱い＞

個人情報を利用する業務の内容及び目的

機構は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客様」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1 業務内容

- (1) 住宅に関する審査を行い、機構の災害復興住宅等融資に適用される技術基準に適合することを証明する業務
- (2) その他これらに付随する業務

2 利用目的

事前確認（物件売買時）に関する申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。

- (1) 災害復興住宅等融資の対象となる住宅等の審査のため
- (2) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (3) 住宅ローンや住宅関連の情報提供のため
- (4) 市場調査や分析・統計の実施のため
- (5) アンケートの実施等による機構の業務に関連する商品やサービスの研究・開発のため
- (6) その他お客様との取引の円滑かつ適切な履行のため

[参考書式]

事前確認（物件売買時）に関する申請書類チェックリスト

（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）

マンション名・住宅番号 _____ () 号室

申請者(買主)氏名 _____

災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】の事前確認(物件売買時)に関する申請のため、次の書類を提出します。

調査書類		通数	確認欄※	備考	
原則として全ての方が提出する書類	1	事前確認（物件売買時）に関する申請書【災工改一体第1号書式】	1部		
	2	融資承認（変更）通知書（災害復興住宅）の写し	1部		原本を提示した上で、写しを提出してください。
	3	事前確認（物件売買時）に関する申請書類チェックシート【参考書式】	1部		本書式
	4	建物の登記事項証明書の写し	1部		建物の登記簿謄（抄）本の写しでも可
	5	敷地面積が確認できる書類	1部		例) 土地の登記事項証明書の写し 建物の登記事項証明書の写し パンフレット 確認済証（建築確認通知書）の添付書類 竣工図の写し（配置図及び平面図）
	6	建築確認日が確認できる書類	1部		例) 確認済証（建築確認通知書）の写し 検査済証の写し 建物の登記事項証明書の写し
建築確認日が昭和56年5月31日以前（建物の登記事項証明書の場合は、「表題部（主たる建物の表示（一戸建て）又は専有部分の建物の表示（一戸建て以外）」の「原因及びその日付」欄に記載されている新築時期が昭和58年3月31日以前）で、耐震評価基準等による判定を行う場合には、別途図面等の提出が必要となります。					
一戸建て等の場合	7	土地の登記事項証明書の写し	1部		全ての地名地番について提出してください。 土地の登記簿謄（抄）本の写しでも可
構造が「木造（耐久性）」の場合	8	設計図書	1部		耐久性基準が確認できる書類（平面図、矩計図等） ※耐久性が確認できる書類がない場合は、受託地方公共団体等担当者に確認してください。
住宅の構造を住宅メーカーに確認した場合	9	中古住宅構造確認書	1部		構造の検査に必要な図面等がない場合で、住宅メーカーに確認する方法です。
併用住宅の場合	10	設計図書	1部		住宅部分及び非住宅部分の位置及び面積が確認できる書類（平面図等に住宅部分及び非住宅部分の範囲を明示したもの）
マンションの場合	7	維持管理基準チェックシート【災工付表3】	1部		リ・ユースプラスマンションの場合又はリ・ユースマンションで「劣化状況」によらず「維持管理」基準を確認する場合に提出してください。
その他	物件審査の項目によっては、図面等をご提出いただく場合があります。詳しくは、受託地方公共団体等にご確認ください。				

※提出する書類がある場合は、確認欄に○をしてください。

平成28年2月8日

維持管理基準チェックシート

(リ・ユース家屋購入物件審査申請書類 (災害復興住宅等))

(事前確認 (物件売買時) 又は現場審査に関する申請書類 (災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】))

マンション名:

住宅番号:

申請者(買主)氏名:

○維持管理基準適合確認

維持管理	管理規約	<input type="checkbox"/> 管理規約が定められていること。
	長期修繕計画書	<input type="checkbox"/> 計画期間が20年以上であること。

※次の①から④のいずれかの書類が提出された場合は、この付表による審査を省略することができます。

- ①既存住宅の建設住宅性能評価書
- ②登録証明書(旧公庫マンション情報登録制度)
- ③同一住棟内の他の住戸の中古住宅適合証明書(有効期限内のものに限る。フラット35(借換融資)用のもは除く。)
- ④マンションみらいネットに管理規約及び修繕計画の情報を登録している物件における登録情報(管理規約及び修繕計画)の写し

管理規約に係る確認事項

管理規約の記載事項を、次の例を参考に確認してください。

(例)

- ・管理規約(写し)の「標題」又は「目的」等の項目に規定されている物件名が当該マンションのものであること。
- ・管理規約(写し)の「対象物件の範囲」等の項目に規定されている物件名及び所在地が当該マンションのものであること。

平成28年2月8日

リフォーム工事計画確認申請書

災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】

(第一面)

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面に記載の申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおりリフォーム工事計画確認を申請します。なお、当申請書、添付図書等に記載の事項は、事実と相違ありません。
- 2 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します（代理者欄に記載された場合に限りです。）。

受託地方公共団体等 殿

1. 災害の名称	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 災害名 <input style="width: 100%;" type="text"/>	2. 融資種別等	<input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> リ・ユース住宅 <input type="checkbox"/> リ・ユースプラス住宅 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> リ・ユースマンション <input type="checkbox"/> リ・ユースプラスマンション
3. 申請者	現住所	代理者	所在地
	氏名		名称
〒 <input style="width: 100%;" type="text"/> 電話 (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>)		〒 <input style="width: 100%;" type="text"/> 電話 (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>) Fax (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>)	
		印	
4. 建物の所在地 (地名地番/住居表示)		(地名地番) (住居表示)	
<input style="width: 100%;" type="text"/>		/	
5. 建物又は団地の名称	<input style="width: 100%;" type="text"/> () 号室	12. 戸建型式	<input type="checkbox"/> 1. 一戸建て <input type="checkbox"/> 2. 連続建て <input type="checkbox"/> 3. 重ね建て <input type="checkbox"/> 4. 共同建て
6. 取扱金融機関名	<input style="width: 100%;" type="text"/>	13. 用途	<input type="checkbox"/> 1. 専用住宅 <input type="checkbox"/> 2. 併用住宅
7. 融資申込受付年月日	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	14. 建物の面積	a. 住宅部分の床面積 (住宅の専有面積)
8. 敷地面積	<input style="width: 100%;" type="text"/> m ²		b. 車庫等
9. 構造	<input type="checkbox"/> 1. 木造 (一般) <input type="checkbox"/> 2. 木造 (耐久性) <input type="checkbox"/> 3. 準耐火 <input type="checkbox"/> 5. 耐火		c. 非住宅部分の床面積
10. 建物の階数	地上 <input type="text"/> 階 / 地下 <input type="text"/> 階		合計
11. 融資承認年月日 (番号)	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (第 <input type="text"/> 号)		

【受託地方公共団体等記載欄】

判定欄	通知書発行年月日及び番号 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="checkbox"/> 1. 木造 (一般) <input type="checkbox"/> 2. 木造 (耐久性) <input type="checkbox"/> 3. 準耐火 <input type="checkbox"/> 5. 耐火 第 <input type="text"/> 号	審査員氏名	融資承認通知書照合欄	整理簿記入照合済欄	受託地方公共団体等受付欄
	備考欄				

(第二面)

記載要領等

1. 太線の枠内については、申請者（又は代理人）が必ず記入してください。
2. 口欄は、該当部分にチェックを記入してください。
3. 「5. 建物又は団地の名称」欄の団地の名称及び住宅番号は、融資種別等がマンションの場合に限り記入してください。
4. この申請書は、1通提出してください。同時に次の書類を提出してください。

<申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）の災害復興住宅等融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について災害復興住宅等融資のご案内等により確認しています。
 - (1) 機構の災害復興住宅等融資に適用される技術的基準に適合していること。
 - (2) 住宅の床面積、人の居住等についての要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての審査は、機構の定める審査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 3 申請住宅についての審査は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。

<個人情報の取扱い>

個人情報を利用する業務の内容及び目的

機構は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客様」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1 業務内容

- (1) 住宅に関する審査を行い、機構の災害復興住宅等融資に適用される技術基準に適合することを証明する業務
- (2) その他これらに付随する業務

2 利用目的

リフォーム工事計画確認の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。

- (1) 災害復興住宅等融資の対象となる住宅等の審査のため
- (2) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (3) 住宅ローンや住宅関連の情報提供のため
- (4) 市場調査や分析・統計の実施のため
- (5) アンケートの実施等による機構の業務に関連する商品やサービスの研究・開発のため
- (6) その他お客様との取引の円滑かつ適切な履行のため

平成29年4月1日

リフォーム工事計画確認申請書

リフォーム工事計画確認に関する通知書付表 1

災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】

(第三面)

リフォーム工事の内容

1. 工事着工予定日		平成	年	月	日	2. 工事完了予定日		平成	年	月	日		
3. リフォーム工事施工者		リフォーム業者等名											
		電話番号		()-()-()									
		担当者											
4. 建築確認申請の有無		<input type="checkbox"/> 1. 有り <input type="checkbox"/> 2. 無し											
5. リフォーム工事の概要		<input type="checkbox"/> 1. 増築工事 <input type="checkbox"/> 2. 改築工事 <input type="checkbox"/> 3. 修繕等工事											
		災害復興住宅融資の技術基準に係る部分のリフォーム工事の有無					<input type="checkbox"/> 1. 有り <input type="checkbox"/> 2. 無し						
6. 増改築工事*	工事箇所	<input type="checkbox"/> 1. 居間 <input type="checkbox"/> 2. 寝室等 <input type="checkbox"/> 3. 台所 <input type="checkbox"/> 4. 食事室 <input type="checkbox"/> 5. 洗面・浴室 <input type="checkbox"/> 6. 便所 <input type="checkbox"/> 7. その他()		住宅の床面積	リフォーム工事前建物の面積		a. 住宅部分面積				.		㎡
					非住宅部分等面積				.		㎡		
			住宅の増改築部分の面積		b. 増築面積				.		㎡		
					c. 改築面積				.		㎡		
工事内容					d. 除去面積(改築による除去を含む)				.		㎡		
					e. 住宅部分面積(a+b+c-d)				.		㎡		
						非住宅部分等面積				.		㎡	
7. 修繕等工事	室内部分	居間	<input type="checkbox"/> 1. 間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2. 天井 <input type="checkbox"/> 3. 壁 <input type="checkbox"/> 4. 床) <input type="checkbox"/> 5. 建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6. 給排水 <input type="checkbox"/> 7. 電気 <input type="checkbox"/> 8. ガス) <input type="checkbox"/> 9. その他()										
		寝室等	<input type="checkbox"/> 1. 間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2. 天井 <input type="checkbox"/> 3. 壁 <input type="checkbox"/> 4. 床) <input type="checkbox"/> 5. 建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6. 給排水 <input type="checkbox"/> 7. 電気 <input type="checkbox"/> 8. ガス) <input type="checkbox"/> 9. その他()										
		台所	<input type="checkbox"/> 1. 間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2. 天井 <input type="checkbox"/> 3. 壁 <input type="checkbox"/> 4. 床) <input type="checkbox"/> 5. 建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6. 給排水 <input type="checkbox"/> 7. 電気 <input type="checkbox"/> 8. ガス) <input type="checkbox"/> 9. その他()										
		食事室	<input type="checkbox"/> 1. 間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2. 天井 <input type="checkbox"/> 3. 壁 <input type="checkbox"/> 4. 床) <input type="checkbox"/> 5. 建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6. 給排水 <input type="checkbox"/> 7. 電気 <input type="checkbox"/> 8. ガス) <input type="checkbox"/> 9. その他()										
		洗面・浴室	<input type="checkbox"/> 1. 間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2. 天井 <input type="checkbox"/> 3. 壁 <input type="checkbox"/> 4. 床) <input type="checkbox"/> 5. 建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6. 給排水 <input type="checkbox"/> 7. 電気 <input type="checkbox"/> 8. ガス) <input type="checkbox"/> 9. その他()										
		便所	<input type="checkbox"/> 1. 間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2. 天井 <input type="checkbox"/> 3. 壁 <input type="checkbox"/> 4. 床) <input type="checkbox"/> 5. 建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6. 給排水 <input type="checkbox"/> 7. 電気 <input type="checkbox"/> 8. ガス) <input type="checkbox"/> 9. その他()										
		その他	<input type="checkbox"/> 1. 間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2. 天井 <input type="checkbox"/> 3. 壁 <input type="checkbox"/> 4. 床) <input type="checkbox"/> 5. 建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6. 給排水 <input type="checkbox"/> 7. 電気 <input type="checkbox"/> 8. ガス) <input type="checkbox"/> 9. その他()										
	外部廻り	<input type="checkbox"/> 1. 屋根・ひさし <input type="checkbox"/> 2. 外壁 <input type="checkbox"/> 3. 外部建具 <input type="checkbox"/> 4. 門・塀 <input type="checkbox"/> 5. 車庫 <input type="checkbox"/> 6. 植木・造園 <input type="checkbox"/> 7. 屋外給排水・電気 <input type="checkbox"/> 8. その他()											
	構造部分	<input type="checkbox"/> 1. 基礎 <input type="checkbox"/> 2. 土台 <input type="checkbox"/> 3. 柱 <input type="checkbox"/> 4. はり・けた <input type="checkbox"/> 5. 小屋組み <input type="checkbox"/> 6. 筋かい <input type="checkbox"/> 7. その他()											
	その他	()											

連絡事項

※ 増改築工事を行う場合に限り記入してください。

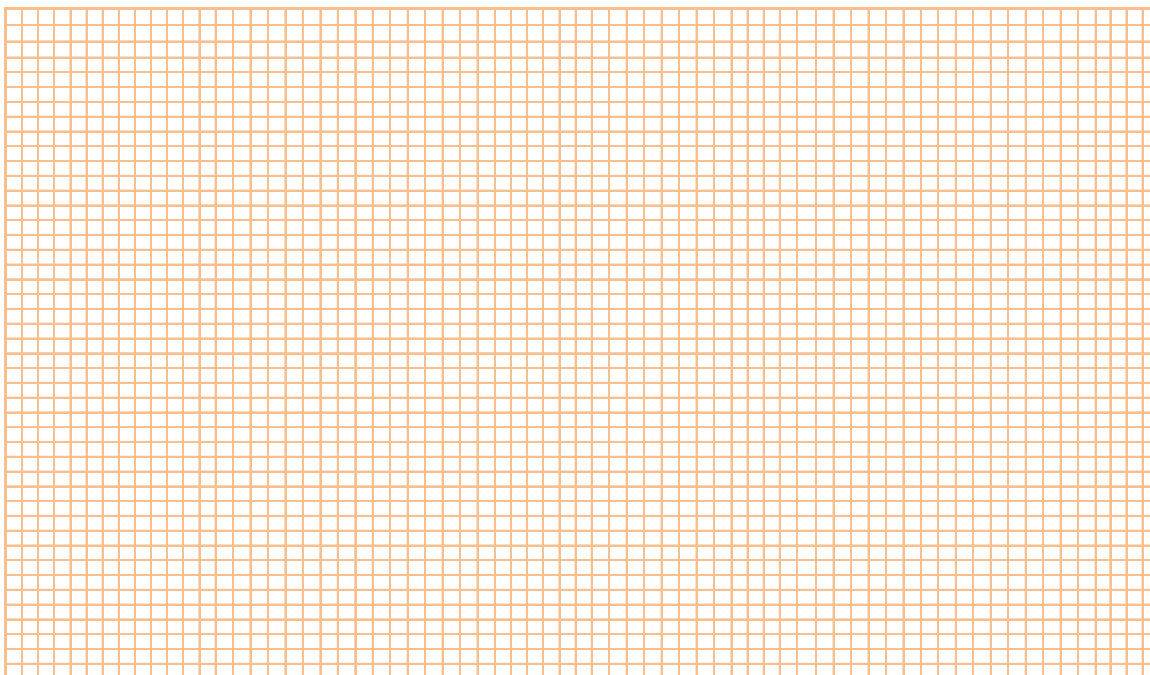
平成29年4月1日

リフォーム工事計画確認申請書
リフォーム工事計画確認に関する通知書付表 2
災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】

(第四面)

※今回リフォーム工事を実施する全ての工事箇所について、工事前の写真を貼り付けてください。

- 1 写真撮影箇所(工事前の間取り図等をコピーし、写真撮影した場所を図示してください。)



- 2 建物全体の外観写真(リフォーム工事前)



リフォーム工事計画確認申請書
リフォーム工事計画確認に関する通知書付表3
(災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】)

(第五面)

※今回リフォーム工事を実施する全ての工事箇所について、工事前の写真を貼り付けてください。
※本用紙はリフォーム工事実施箇所数に応じ、適宜コピーしてご利用ください。

◆ リフォーム工事実施箇所(工事前)



◆ リフォーム工事実施箇所(工事前)



現場審査申請書

災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】

(第一面)

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面に記載の申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり現場審査を申請します。なお、当申請書、添付図書等に記載の事項は、事実と相違ありません。
- 2 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します（代理者欄に記載された場合に限りです。）。

受託地方公共団体等 殿

1. 災害の名称	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 災害名 <input style="width: 100%;" type="text"/>	2. 融資種別等	<input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> マンション	<input type="checkbox"/> 1. リ・ユース住宅 <input type="checkbox"/> 2. リ・ユースプラス住宅 <input type="checkbox"/> 1. リ・ユースマンション <input type="checkbox"/> 3. リ・ユースプラスマンション
3. 申請者	現住所	代理者	所在地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 電話 (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>) Fax (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>) - (<input type="text"/>)
	氏名			名称
		印		印
4. 建物の所在地 (地名地番/住居表示)	(地名地番) <input style="width: 100%;" type="text"/> (住居表示) <input style="width: 100%;" type="text"/>			
5. 建物又は団地の名称	(<input type="text"/>) 号室	14. 戸建型式	<input type="checkbox"/> 1. 一戸建て <input type="checkbox"/> 2. 連続建て <input type="checkbox"/> 3. 重ね建て <input type="checkbox"/> 4. 共同建て	
6. 取扱金融機関名		15. 用途	<input type="checkbox"/> 1. 専用住宅 <input type="checkbox"/> 2. 併用住宅	
7. 融資申込受付年月日	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	16. 建物の面積	a. 住宅部分の床面積 (住宅の専有面積)	<input style="width: 100%;" type="text"/> m ²
8. 敷地面積	<input style="width: 100%;" type="text"/> m ²		b. 車庫等	<input style="width: 100%;" type="text"/> m ²
9. 構造	<input type="checkbox"/> 1. 木造(一般) <input type="checkbox"/> 2. 木造(耐久性) <input type="checkbox"/> 3. 準耐火 <input type="checkbox"/> 5. 耐火		c. 非住宅部分の床面積	<input style="width: 100%;" type="text"/> m ²
10. 建物の階数	地上 <input type="text"/> 階 / 地下 <input type="text"/> 階		合計	<input style="width: 100%;" type="text"/> m ²
11. 融資承認年月日 (番号)	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (第 <input type="text"/> 号)	17. 現場審査希望日	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
12. 工事着工日	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	18. 現場審査に関する 通知書交付希望日	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
13. 工事完了日	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			

【受託地方公共団体等記載欄】

判定欄	通知書発行年月日及び番号 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="checkbox"/> 1. 木造(一般) <input type="checkbox"/> 2. 木造(耐久性) <input type="checkbox"/> 3. 準耐火 <input type="checkbox"/> 5. 耐火 第 <input type="text"/> 号	審査員氏名	融資承認通知書 照合欄	整理簿記入 照合済欄	受託地方公共団体等受付欄
	備考欄				

(第二面)

記載要領等

1. 太線の枠内については、申請者（又は代理人）が必ず記入してください。
2. □欄は、該当部分にチェックを記入してください。
3. 「5.建物又は団地の名称」欄の団地の名称及び住宅番号は、融資種別等がマンションの場合に限り記入してください。
4. この申請書は、1通提出してください。同時に次の書類を提出してください。

<申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の災害復興住宅等融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について災害復興住宅等融資のご案内等により確認しています。
 - (1) 機構の災害復興住宅等融資に適用される技術的基準に適合していること。
 - (2) 住宅の床面積、人の居住等についての要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての審査は、機構の定める審査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 3 申請住宅についての審査は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。
- 4 申請者と住宅の居住者が異なるときは、現地調査日までに居住者の了承を得ます。
- 5 当該住宅の審査に伴いキズ等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。

<個人情報の取扱い>

個人情報を利用する業務の内容及び目的

機構は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客様」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1 業務内容

- (1) 住宅に関する審査を行い、機構の災害復興住宅等融資に適用される技術基準に適合することを証明する業務
- (2) その他これらに付随する業務

2 利用目的

現場審査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。

- (1) 災害復興住宅等融資の対象となる住宅等の審査のため
- (2) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (3) 住宅ローンや住宅関連の情報提供のため
- (4) 市場調査や分析・統計の実施のため
- (5) アンケートの実施等による機構の業務に関連する商品やサービスの研究・開発のため
- (6) その他お客様との取引の円滑かつ適切な履行のため

平成29年4月1日

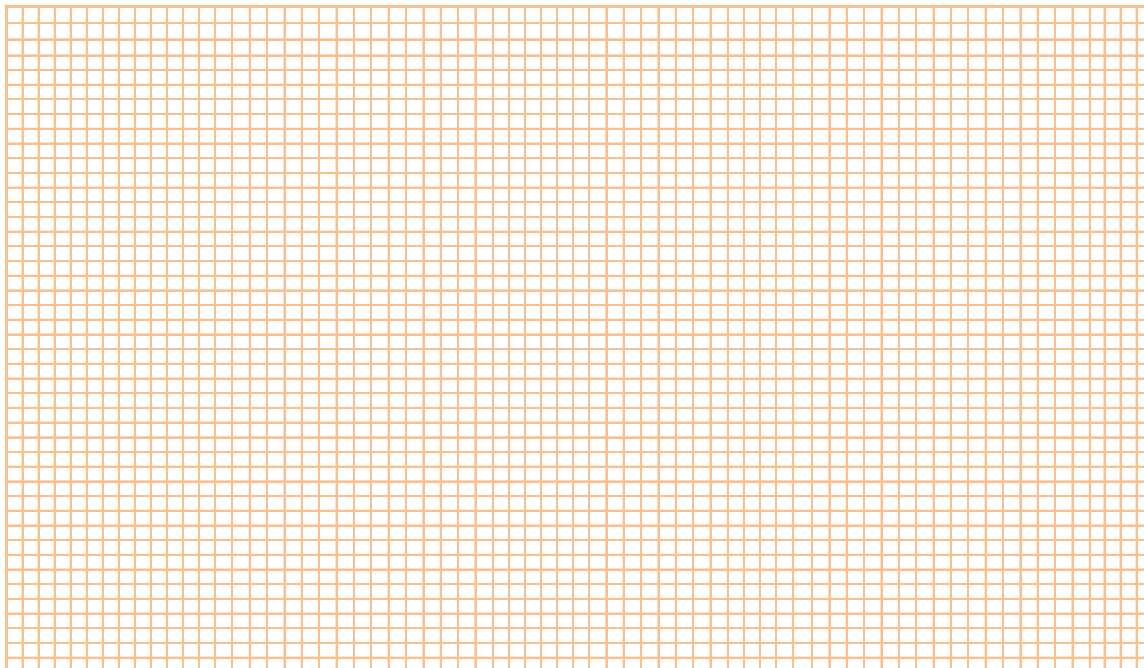
現場審査申請書

リ・ユース家屋（一戸建て等・マンション）現場審査に関する通知書付表 1
（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）

（第三面）

※今回リフォーム工事を実施した全ての工事箇所について、工事後の写真を貼り付けてください。

1 写真撮影箇所(工事後の間取り図等をコピーし、写真撮影した場所を図示してください。)



2 建物全体の外観写真(リフォーム工事後)



現場審査申請書

リ・ユース家屋（一戸建て等・マンション）現場審査に関する通知書付表2
（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）

（第四面）

※今回リフォーム工事を実施した全ての工事箇所について、工事後の写真を貼り付けてください。

※本用紙はリフォーム工事実施箇所数に応じ、適宜コピーしてご利用ください。

◆ リフォーム工事実施箇所(工事後)



◆ リフォーム工事実施箇所(工事後)



現場審査申請書

リ・ユース家屋（一戸建て等・マンション）現場審査に関する通知書付表3 （災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）

(第五面)

リフォーム工事の内容

1.リフォーム工事施工者	リフォーム業者等名									
	電話番号	()-()-()								
	担当者									
2.建築確認申請の有無	<input type="checkbox"/> 1. 有り <input type="checkbox"/> 2. 無し									
3.リフォーム工事の概要	<input type="checkbox"/> 1. 増築工事 <input type="checkbox"/> 2. 改築工事 <input type="checkbox"/> 3.修繕等工事									
	災害復興住宅融資の技術基準に係る部分のリフォーム工事の有無	<input type="checkbox"/> 1. 有り <input type="checkbox"/> 2. 無し								
4.増改築工事※	工事箇所	<input type="checkbox"/> 1.居間 <input type="checkbox"/> 2.寝室等	住宅 の 床 面 積	リフォーム工事前建物の面積	a. 住宅部分面積			.		㎡
		<input type="checkbox"/> 3.台所 <input type="checkbox"/> 4.食事室		住宅の増改築部分の面積	b. 増築面積			.		㎡
		<input type="checkbox"/> 5.洗面・浴室 <input type="checkbox"/> 6.便所		リフォーム工事後建物の面積	c. 改築面積			.		㎡
	<input type="checkbox"/> 7.その他()	d. 除去面積(改築による除去を含む)					.		㎡	
	工事内容			e. 住宅部分面積(a+b+c-d)			.		㎡	
非住宅部分等面積			.		㎡					
5.修繕等工事	室内部分	居間	<input type="checkbox"/> 1.間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2.天井 <input type="checkbox"/> 3.壁 <input type="checkbox"/> 4.床) <input type="checkbox"/> 5.建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6.給排水 <input type="checkbox"/> 7.電気 <input type="checkbox"/> 8.ガス) <input type="checkbox"/> 9.その他()							
		寝室等	<input type="checkbox"/> 1.間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2.天井 <input type="checkbox"/> 3.壁 <input type="checkbox"/> 4.床) <input type="checkbox"/> 5.建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6.給排水 <input type="checkbox"/> 7.電気 <input type="checkbox"/> 8.ガス) <input type="checkbox"/> 9.その他()							
		台所	<input type="checkbox"/> 1.間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2.天井 <input type="checkbox"/> 3.壁 <input type="checkbox"/> 4.床) <input type="checkbox"/> 5.建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6.給排水 <input type="checkbox"/> 7.電気 <input type="checkbox"/> 8.ガス) <input type="checkbox"/> 9.その他()							
		食事室	<input type="checkbox"/> 1.間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2.天井 <input type="checkbox"/> 3.壁 <input type="checkbox"/> 4.床) <input type="checkbox"/> 5.建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6.給排水 <input type="checkbox"/> 7.電気 <input type="checkbox"/> 8.ガス) <input type="checkbox"/> 9.その他()							
		洗面・浴室	<input type="checkbox"/> 1.間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2.天井 <input type="checkbox"/> 3.壁 <input type="checkbox"/> 4.床) <input type="checkbox"/> 5.建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6.給排水 <input type="checkbox"/> 7.電気 <input type="checkbox"/> 8.ガス) <input type="checkbox"/> 9.その他()							
		便所	<input type="checkbox"/> 1.間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2.天井 <input type="checkbox"/> 3.壁 <input type="checkbox"/> 4.床) <input type="checkbox"/> 5.建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6.給排水 <input type="checkbox"/> 7.電気 <input type="checkbox"/> 8.ガス) <input type="checkbox"/> 9.その他()							
		その他	<input type="checkbox"/> 1.間取り変更 内装工事(<input type="checkbox"/> 2.天井 <input type="checkbox"/> 3.壁 <input type="checkbox"/> 4.床) <input type="checkbox"/> 5.建具 設備工事(<input type="checkbox"/> 6.給排水 <input type="checkbox"/> 7.電気 <input type="checkbox"/> 8.ガス) <input type="checkbox"/> 9.その他()							
	外部廻り	<input type="checkbox"/> 1.屋根・ひさし <input type="checkbox"/> 2.外壁 <input type="checkbox"/> 3.外部建具 <input type="checkbox"/> 4.門・塀 <input type="checkbox"/> 5.車庫 <input type="checkbox"/> 6.植木・造園 <input type="checkbox"/> 7.屋外給排水・電気 <input type="checkbox"/> 8.その他()								
構造部分	<input type="checkbox"/> 1.基礎 <input type="checkbox"/> 2.土台 <input type="checkbox"/> 3.柱 <input type="checkbox"/> 4.はり・けた <input type="checkbox"/> 5.小屋組み <input type="checkbox"/> 6.筋かい <input type="checkbox"/> 7.その他()									
その他	()									

連絡事項

※ 増改築工事を行う場合に限り記入してください。

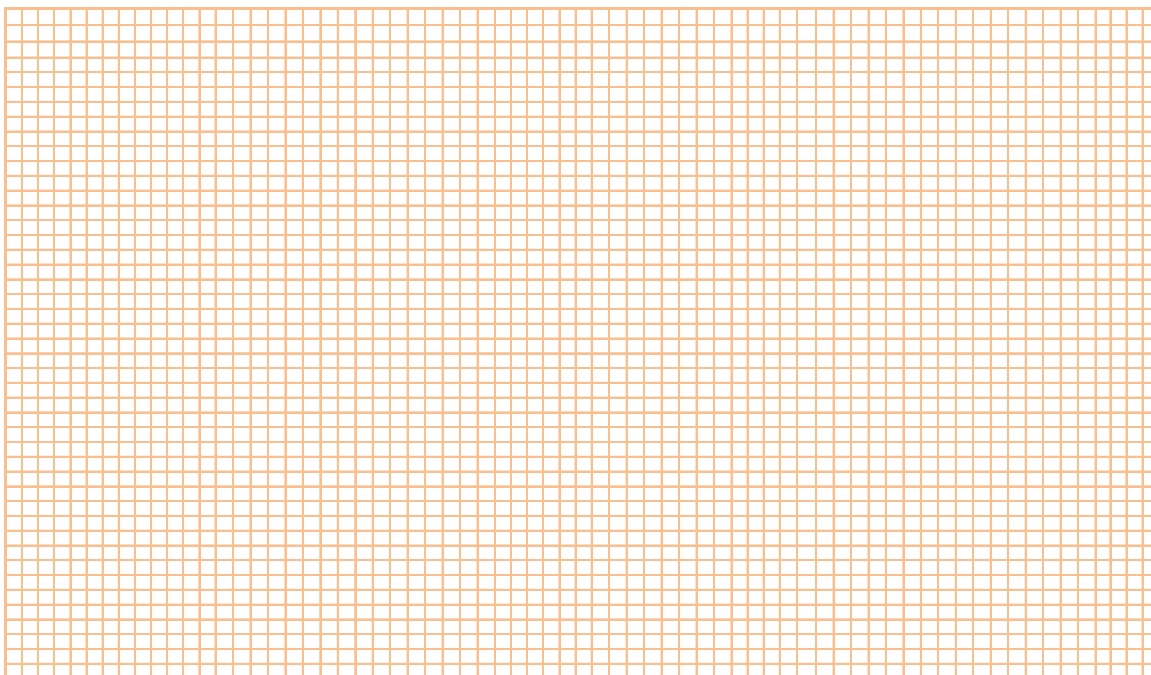
現場審査申請書

リ・ユース家屋（一戸建て等・マンション）現場審査に関する通知書付表4
（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）

（第六面）

※今回リフォーム工事を実施した全ての工事箇所について、工事前の写真を貼り付けてください。

- 1 写真撮影箇所(工事前の間取り図等をコピーし、写真撮影した場所を図示してください。)



- 2 建物全体の外観写真(リフォーム工事前)



現場審査申請書

リ・ユース家屋（一戸建て等・マンション）現場審査に関する通知書付表5
（災害復興住宅融資【中古リフォーム一体型】）

（第七面）

※今回リフォーム工事を実施した全ての工事箇所について、工事前の写真を貼り付けてください。

※本用紙はリフォーム工事実施箇所数に応じ、適宜コピーしてご利用ください。

◆ リフォーム工事実施箇所(工事前)



◆ リフォーム工事実施箇所(工事前)



一戸建て等(※1)用

提出日 平成 年 月 日

技術基準確認チェックシート(リフォーム工事完了後)

申請者名 印

工事監理者名 印

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名・押印してください。)

現場審査(リフォーム工事後)の申請に当たり、私は、事前確認(物件売買時)の結果を踏まえた上で、リフォーム工事を実施した部分について、次表の基準について適合していることを確認しました。また、リフォーム工事を実施した部分以外について、変更がないことを併せて確認しました。

注) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところについて、リフォーム工事の実施に係る部分をチェックしてください。また、リフォーム工事の実施に係る部分以外の項目については、斜線を引いてください。

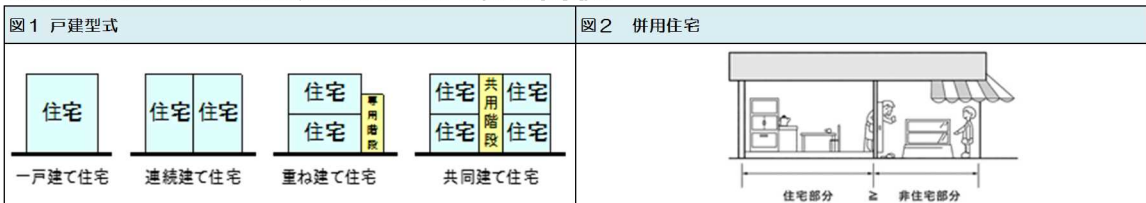
基準項目		基準の概要	リフォーム工事を実施した項目にチェック	リフォーム工事を実施した部分の基準適合を確認した場合にチェック	
住宅部分の床面積		・住宅の1戸当たりの床面積が50㎡以上(注1)(注2)175㎡以下(注3)であること。 注1 滅失家屋が50㎡未満の場合又は機構が認められる場合は50㎡未満でも可 注2 被災規模同居加重の場合は145㎡が下限 注3 滅失家屋の住宅部分の面積が175㎡を超えている場合は滅失家屋の住宅部分の面積が上限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
構造、戸建形式、階数		【リ・ユースプラス住宅の場合】 ・耐火構造、準耐火構造又は木造(耐久性)基準に適合する住宅であること。 【重ね建て又は共同建ての場合】 ・耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
用途		・併用住宅(※2)の場合は、住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具で区画されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
住宅の規格		・原則として、居居室、炊事室及び便所があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
耐震評価		・建築確認日が昭和56年6月1日以後(新築時期(※3)が昭和58年4月1日以後)又は耐震評価基準に(※4)適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
劣化状況	外部	①基礎	・著しいひび割れ又は欠損等がないこと。 ・腐朽等又は蟻害がないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		②外壁及び軒裏(構造)	・仕上げ材等に著しいひび割れ又は欠損等がないこと。 ・腐朽等又は蟻害がないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③外壁(雨水)	・シーリング材の破断等がないこと。 ・腐朽等又は蟻害がないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④柱及び梁	・柱の傾きがないこと(木造又は鉄骨造の場合に限る。) ・柱及び梁に著しいひび割れ又は欠損等がないこと(RC造の場合に限る。) ・腐朽等又は蟻害がないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④バルコニー	・防水層の著しいひび割れ又は欠損等がないこと。 ・腐朽等又は蟻害がないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	内部 (RC造の場合は①③④を除く)	①小部屋組	・著しいひび割れ、劣化等がないこと。 ・小屋組に雨漏りの跡がないこと。 ・腐朽等又は蟻害がないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		②内壁、柱及び梁	・内壁又は柱の傾きがないこと(木造又は鉄骨造の場合に限る。) ・柱及び梁に著しいひび割れ又は欠損等がないこと(RC造の場合に限る。) ・腐朽等又は蟻害がないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③床	・傾きがないこと。 ・腐朽等又は蟻害がないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		④土台、床組	・著しいひび割れ又は欠損等がないこと。 ・腐朽等又は蟻害がないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑤基礎	・著しいひび割れ又は欠損等がないこと。 ・腐朽等又は蟻害がないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
耐久性基準		【リ・ユースプラス住宅の場合】 ・耐火構造及び準耐火構造以外の場合は、耐久性基準に適合していること。 ※耐久性基準については、事前確認(物件売買時)時に交付されるリ・ユース家屋購入物件審査木造(耐久性)確認チェックシート 付表2-1又は付表2-2の耐久性基準をご確認いただくか又は住宅金融支援機構サイト(http://www.jhf.go.jp/)をご確認ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※1 一戸建て等の住宅とは、一戸建て、連続建て、重ね建て又は地上階数2以下の共同建ての住宅をいいます。戸建形式については、図1をご確認ください。

※2 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅をいいます(図2参照)。

※3 新築時期とは、登記事項証明書本の「表題部」の「原因及びその日付」欄に記載されている日をいいます。

※4 耐震評価基準については、住宅金融支援機構サイトをご確認ください(<http://www.jhf.go.jp/>)。



<お問合せ先>住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

0120-086-353（通話料無料）

※ご利用いただけない場合は、<TEL 048-615-0420>におかけください（通話料がかかります。）。

※電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します。（受付時間：9:00～17:00）（祝日及び年末年始を除きます。）

【機構ホームページアドレス】 <https://www.jhf.go.jp/>